

○伊達市中小企業振興条例

昭和60年 3月27日

条例第21号

**改正** 平成2年 3月27日条例第9号  
平成5年 3月25日条例第6号  
平成5年 6月28日条例第18号  
平成12年 9月25日条例第51号  
平成13年 3月27日条例第13号  
平成14年 3月26日条例第4号  
平成17年12月22日条例第94号  
平成19年 3月22日条例第8号

伊達市中小企業振興条例（昭和53年条例第32号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この条例は、市内の中小企業者等に対し、適切な助成を行うことにより、その自主的な努力を助長し、もって中小企業者等の健全な発展と本市産業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定めるものをいう。
- （2） 中小小売商業者 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第2条第1号に定めるものをいう。
- （3） 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に定める商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に定める生活衛生同業組合並びに市長が特に認める団体をいう。
- （4） 中小企業者等 中小企業者及び中小企業団体をいう。

（助成の種類）

**第3条** 市長は、第1条の目的を達成するため中小企業者等に対し、毎年度予算の範囲内において次の各号に掲げる助成を行うものとする。

- （1） 高度化事業に対する助成金の交付
- （2） 商店街近代化整備事業に対する助成金の交付
- （3） 店舗、工場等の移転等に対する助成金の交付
- （4） 組織化に対する助成金の交付
- （5） 中小企業の近代化推進事業に対する助成金の交付

(6) 地場産品の研究又は開発事業に対する助成金の交付

(7) 融資の実施

(高度化事業に対する助成)

**第4条** 市長は、次の各号に掲げる施設を設置し、業務を開始した当該中小企業団体に対し、助成金を交付するものとする。

(1) 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会

(2) 経営近代化のための施設又は設備 企業組合及び協業組合

(3) 販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

(4) 小売商業店舗共同化のための施設 事業協同組合、事業協同小組合、協業組合及び中小小売商業者同志による共同出資会社又は合併会社で市長が認めたもの

(5) その他市長が認める高度化に寄与するための施設 中小企業団体

2 前項に定める助成金の額は、その施設の設置費のうち、市長の認める額に100分の20を乗じて得た額（その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円を限度とする。）以内とする。

(商店街近代化整備事業に対する助成)

**第5条** 市長は、商店街近代化のための商店街改造に関する施設又は一般公衆の利便を図るための施設で市長が必要と認めるものを設置した商店街振興組合、商店街振興組合連合会又は市長が特に認める商店街団体に対し、助成金を交付するものとする。

2 前項に定める助成金の額は、その施設の設置費のうち、市長の認める額に100分の50を限度として規則で定める割合を乗じて得た額（その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円を限度とする。）以内とする。

(店舗、工場等の移転等に対する助成)

**第6条** 市長は、市長が指定する地域に市長が定める期間内に、店舗、工場又は共同施設等で市長が認める施設を移転し、又は設置し、業務を開始した中小企業者等に対し、その移転又は設置の際に新設した建物、施設、設備等の設置費について助成金を交付するものとする。

2 前項に定める助成金の額は、その施設の設置費のうち、市長の認める額に100分の20を乗じて得た額（その額が4,000万円を超えるときは、4,000万円を限度とする。）以内とする。

(組織化に対する助成)

**第7条** 市長は、中小企業者が中小企業団体(第2条第3号に規定する市長が特に認める団体を除く。)を組織したときは、当該組合に対し、助成金を交付するものとする。

2 前項に定める助成金の額は、1組合につき10万円と、その組合の構成員数に1,000円を乗じて得た額との合計額とする。

(中小企業の近代化推進事業に対する助成)

**第8条** 市長は、次の各号に掲げる事業を行う中小企業団体に対し、助成金を交付するものとする。

(1) 中小企業団体構成員の事業に関する経営及び技術の向上又は知識の普及を図るための教育及び情報提供に関する事業

(2) 地域商店街近代化計画の策定事業

2 前項に定める助成金の額は、対象事業に係る経費のうち、市長の認める額に3分の1を乗じて得た額（前項第1号については50万円、同項第2号については100万円を限度とする。）以内とする。

（地場産品の研究又は開発事業に対する助成）

**第9条** 市長は、地場産品の試作、研究、開発等のための事業を行う中小企業者等に対し、助成金を交付するものとする。

2 前項に定める助成金の額は、対象事業に係る経費のうち、市長の認める額に3分の1を乗じて得た額（その額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）以内とする。

（融資の実施）

**第10条** 市長は、中小企業者等の金融の円滑化と正常化を図るために必要な資金について別に定めるところにより、中小企業者等に対し、金融機関を通じ融資を実施するものとする。

（申請書の提出等）

**第11条** この条例に定める助成を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に市長が必要と認める書類（以下「申請書等」という。）を添付して提出しなければならない。

2 市長は、申請書等を審査のうえ、助成を行うことに決定した場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、決定について条件を付することができる。

（報告及び調査）

**第12条** 市長は、申請者又は助成を受けた者に対して、必要な報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（助成の取消し等）

**第13条** 市長は、助成を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、助成の取消し又は返還等必要な措置を講じることができる。

(1) 申請書等に虚偽の記載をしたとき。

(2) この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。

(3) その他不正の行為があつたとき。

（適用除外）

**第14条** この条例は、伊達市地域振興促進条例（昭和60年条例第22号）の規定に基づく補助金の交付を受けた者については適用しない。

（協議会）

**第15条** 本市の中小企業の振興を図るため、伊達市中小企業振興協議会（以下「協議会」という。）

を置く。

(所掌事項)

**第16条** 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び協議する。

- (1) 中小企業に対する助成制度に関すること。
- (2) 中小企業に対する融資制度に関すること。
- (3) その他中小企業振興上、特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

**第17条** 協議会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 伊達商工会議所及び壮瞥町商工会の役職員
- (2) 市内金融機関の職員
- (3) 商工業に関し知識経験を有する者
- (4) 市の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱又は任命された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

4 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

**第18条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第19条** 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第20条** 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

**第21条** 協議会の庶務は、経済環境部において処理する。

(委任)

**第22条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大滝村の編入に伴う経過措置)

- 2 大滝村の編入の日前に、大滝村における中小企業振興資金融資制度によりなされた融資については、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則** (平成2年3月27日条例第9号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

**附 則** (平成5年3月25日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(非常勤特別職職員の報酬に関する条例の一部改正)

- 2 非常勤特別職職員の報酬に関する条例(昭和48年条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (平成5年6月28日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成12年9月25日条例第51号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊達市中小企業振興条例の規定は、施行日以後において助成金交付対象事業の指定を受けたものから適用し、施行日前に助成金交付対象事業の指定を受けているものについては、なお従前の例による。

**附 則** (平成13年3月27日条例第13号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則** (平成14年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年12月22日条例第94号)

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月22日条例第8号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。